

# 中小企業金融円滑化法の期限到来に備えて

## 1. 概要

- ・ 中小企業金融円滑化法が平成 25 年 3 月末を持って終了し、効力を失効しました。しかし、金融機関が貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきということは、効力失効後も何ら変わりありません。
- ・ 金融検査・監督の目線やスタンスは円滑化法の期限到来後もこれまでと変わりません。検査・監督を通じて金融機関に対し、関係金融機関と十分連携を図りながら貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促します。
- ・ 円滑化法期限到来後も不良債権の定義は変わりません。(貸付条件の変更等を行っても不良債権とならないための要件は恒久措置です)

## 2. 日本政策金融公庫などが低利融資を行います。

セーフティーネット貸付	
貸付限度額	7.2 億円 (中小)
	4, 800 万円 (国民)
貸付期間	設備資金 15 年以内
	長期運転資金 8 年以内
貸付金利	1.45% (中小)
	1.95% (国民)

また、複数の借入債務を一本化し、返済負担軽減を図る借換保証を推進します。

借換保証制度を利用すると、複数債権を一本化し、返済ペースを見直すことで月々の返済負担が軽減できます。新たに措置期間を設けることもできます。

### ●借換のイメージ図

